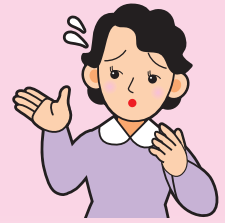


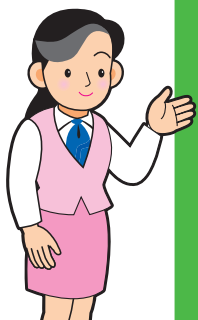
当金庫
における

苦情処理措置 紛争解決措置等の概要



当金庫はお客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはコンプライアンス部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。



高岡信用金庫 コンプライアンス部

住 所 〒933-8611 高岡市守山町68番地
電話番号 **0766-24-0360**
受付時間 **9:00~17:30**(信用金庫営業日)
受付媒体 電話、手紙、面談

お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス部にご相談ください。

- 5 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会が設置運営する紛争解決センター、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス部または右記全国しんきん相談所へお申し出ください。

全国しんきん相談所〔一般社団法人全国信用金庫協会〕

住 所 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号 **03-3517-5825**
受付日時 信用金庫営業日 **9:00~17:00**
受付媒体 電話、手紙、面談

また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)——もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。

名 称	富山県弁護士会 紛争解決センター	金沢弁護士会 紛争解決センター	福井弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	〒910-0004 福井市宝永4丁目3番1号 三井生命ビル7階
電話番号	076-421-4811	076-221-0242	0776-23-5255
受付日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~17:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	第二東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00



〒933-8611 高岡市守山町68番地 TEL.0766-23-1221
<https://www.shinkin.co.jp/takaoka/>

当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を配置するとともに、コンプライアンス部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署が連携して行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する紛争解決センター等を利用することができます。その際には、当該紛争解決センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制

